

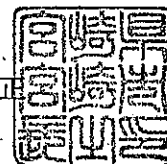
宮崎市告示第 631 号

宮崎市納税通知書封筒広告掲載業務に係る一般競争入札の実施について

このことについて、下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 3 年 9 月 27 日

宮崎市長 戸敷 正



記

1 業務名等

業務名	宮崎市納税通知書封筒広告掲載業務
業務の期間	契約日から令和 4 年 3 月 31 日まで
業務の内容	宮崎市納税通知書封筒の広告掲載について、広告主の募集、選定及び広告原稿の提出等に関する業務
広告掲載期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 応募資格要件

- (1) 宮崎市広告事業実施要項に基づいた広告を作成すること
- (2) 役員等が宮崎市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 47 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者ではないこと
- (3) 宮崎市納税通知書封筒広告掲載料を令和 4 年 3 月 31 日までに納付すること
- (4) 過去 2 カ年(平成 31 年 4 月～令和 3 年 3 月)の間に国(公社・公団を含む)又は地方公共団体の広告掲載業務の受託実績があること
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、裁判所の更生計画又は再生計画の認可の決定を受けていること
- (7) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと
- (8) 宮崎県内に特別徴収義務のある事務所を有する場合、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付していること
- (9) 本業務の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要項(平成 8 年 2 月 7 日告示第 19 号)による指名停止を受けていない者であること

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 掲示場所 宮崎市税務部市民税課 宮崎市橘通西一丁目1番1号
(宮崎市役所第3庁舎1階 電話番号 0985-21-1748)
- (2) 掲示期間 令和3年9月27日(月)から令和3年10月15日(金)まで

4 関係書類の配布

- (1) 配布方法 入札書等の書類は宮崎市ホームページに掲載
- (2) 掲載期間 令和3年9月27日(月)午前9時から令和3年10月15日(金)午後5時まで
- (3) その他 令和3年10月15日(金)正午まで宮崎市税務部市民税課に質疑することができる。

5 入札参加申込書および入札書の提出

- (1) 提出場所 宮崎市税務部市民税課
郵便番号 880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
- (2) 提出期間 令和3年9月27日(月)から令和3年10月15日(金)まで
- (3) 提出方法 郵送(書留又は簡易書留とし、令和3年10月15日(金)午後5時必着とする)
- (4) 入札書の封かん 入札書は、長形3号程度の封筒に入れ、封かんおよび封印による提出
- (5) 添付書類 納税通知書封筒等広告実績書

6 開札の日時等

令和3年10月18日(月)午前10時、市民税課において、入札に参加者の立会いのもとに開札する。
なお、入札参加者が開札に立ち会えない場合、当該入札事務に関係のない市職員が立ち会う。

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎市財務規則により必要な場合がある。

8 入札の無効に関する事項

宮崎市財務規則第125条に規定する場合のほか、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以上で最高価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局

宮崎市税務部市民税課 郵便番号 880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
電話番号 0985-21-1748 FAX 0985-38-9557

掲示終了 令和3年10月15日